

令和5年 11 月 15 日

別記記載の海運貨物取扱業者の団体長 殿

神 奈 川 労 働 局  
国土交通省関東運輸局  
経済産業省関東経済産業局

港湾コンテナターミナルにおける長時間の恒常的な荷待ちなど  
取引環境改善に向けた取組について(協力要請)

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による労働基準法(昭和22年法律第49号)の改正に伴い、令和6年4月1日から、時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年960時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和6年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

港湾コンテナターミナルにおける荷待ち時間については、令和4年12月に神奈川県トラック協会が実施した横浜港各ターミナルにおける海上コンテナ車両待機時間調査において、一部のターミナルではいまだ2時間乃至3時間を超える待機時間が認められたとの報告がなされております。当該問題については、ターミナルのゲート前混雑の解消やトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図り、コンテナ物流を効率化することを目的として国土交通省が開発したシステム「CONPAS」を関係企業が活用し、改善に向けた取組が着実に進められていることは承知しておりますが、長時間の荷待ちなどの取引環境の改善については、荷物を取り扱う当事者間における取組も重要となります。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下会員の皆様が、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないことのほか、長時間の荷待ちが生じた場合には、トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインを参考に、そのしわ寄せをトラック事業者に集中させない取引環境の改善などについて、格別の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 別記

番号	海運貨物取扱事業者団体	所在地 (電話)
1	京浜海運貨物取扱同業会	横浜市中区山下町 279 番地
2	横浜港運事業協同組合	横浜市中区本牧ふ頭1番地
3	京浜輸出入貨物取扱業協同組合	横浜市鶴見区大黒ふ頭 19